

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名捺印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
南アフリカ共 和国	クワズール・ナタール州医療施設向上計画のための贈与に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の交換公文	クワズール・ナタール州医療施設向上計画に必要な生産物及び役務の 1. 地域保健センターの建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3の生産物の輸送に必要な役務の供 与 5. 健康教育及び機材の維持指導に必要な役務の供与 東クエーンズ州地方村落給水計画を実施するために必要 な 1. 給水施設を建設するために必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な生産物及び役務の供 与 3. 上記1の施設の管理指導に必要な役務の供与	1,047,000千円 H15.1.15まで	H14.1.16 ズレトリ アで (同日)	日本側 榎泰邦在南アフリ カ共和国大使 チャ ン・アフリカ共和国側 バララ＝ムシベンゾ保健 大臣	H15.1.8 3号
南アフリカ共 和国	東クエーンズ州地方村落給水計画のための贈与に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の交換公文	東クエーンズ州地方村落給水計画を実施するために必要 な 1. 給水施設を建設するために必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な生産物及び役務の供 与 3. 上記1の施設の管理指導に必要な役務の供与	630,000千円 H15.3.31まで	H14.9.10 ケーゾタ クンで (同日)	日本側 榎泰邦在南アフリ カ共和国大使 ロニ ン・アフリカ共和国側 ー・カスリル水資源森林 大臣	H16.7.7 324号
南アフリカ共 和国	ムアベランゼ州小・中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の交換公文	ムアベランゼ州小・中学校建設計画を実施するために必要 な 1. 小・中学校の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 東クエーンズ州地方村落給水計画を実施するために必要 な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の施設の管理指導に必要な役務の供与	660,000千円 H15.3.31まで	H14.12.11 ズレトリ アで (同日)	日本側 榎泰邦在南アフリ カ共和国大使 カ ン・アフリカ共和国側 ル・アズール教育大臣	H17.8.22 834号
南アフリカ共 和国	東クエーンズ州地方村落給水計画のための贈与に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の交換公文	東クエーンズ州地方村落給水計画を実施するために必要 な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の施設の管理指導に必要な役務の供与	584,000千円 H16.3.31まで	H15.10.13 ズレトリ アで (同日)	日本側 花田吉隆在南アフリ カ共和国臨時代理大使 ン・アフリカ共和国側 ー・カスリル水資源森林 大臣	H17.8.30 862号
南アフリカ共 和国	リンボボ州小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の交換公文	リンボボ州小中学校建設計画を実施するために必要 な 1. 学校校舎を建設するために必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	839,000千円 H16.3.31まで	H15.11.14 ズレトリ アで (同日)	日本側 花田吉隆在南アフリ カ共和国臨時代理大使 ン・アフリカ共和国側 ル・アズール教育大臣	H17.8.24 850号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

南アフリカ共和国との無償資金協力取極一覧